

令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名：知多市

令和8年7月29日公表

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	87.8%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	91.8%
全職員	63.5%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

- * 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	99.3%
本庁課長相当職	97.8%
本庁課長補佐相当職	98.2%
本庁係長相当職	94.4%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	94.1%
31～35年	97.1%
26～30年	93.6%
21～25年	87.7%
16～20年	85.9%
11～15年	87.4%
6～10年	90.9%
1～5年	98.7%

【説明欄】

- ・扶養手当や住居手当について、世帯主や住居の契約者となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は88.0%、住居手当の受給者に占める男性の割合は58.8%です。
- ・相対的に給与水準が低い会計年度任用職員のうち、89.0%が女性であり、全職員と比較すると男女の給与の差異が大きくなっています。
- ・なお、以降の数値を含めて、数値はすべて小数点第2位を四捨五入しています。

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
管理的地位にある職員	35.8%

【説明欄】

- ・割合は令和7年4月1日時点の職員数から算出しています。
- ・本項目の「管理的地位にある職員」は、Ⅰ及びⅢの「本庁部局長・次長相当職」及び「本庁課長相当職」を指し、本市の場合は、行政職給料表（１）の６級以上の職に相当する職務についている者を指します。

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
本庁部局長・次長相当職	11.1%
本庁課長相当職	41.0%
本庁課長補佐相当職	42.6%
本庁係長相当職	40.0%

【説明欄】

- ・割合は令和7年4月1日時点の職員数から算出しています。
- ・育休等により「本庁係長相当職」への昇進が男性職員と比較して遅れやすいことや、女性職員の割合が高い保育士の階級の上限が「本庁課長相当職」であることから、「本庁部局長・次長相当職」の割合が特に低くなっています。

Ⅳ 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	78.9%
女性	113.3%

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	—
女性	—

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	%	%	—	—
1週間以上2週間未満	%	%	—	—
2週間以上1月以下	73.3%	%	—	—
1月超3月以下	20.0%	%	—	—
3月超6月以下	6.7%	%	—	—
6月超9月以下	%	5.9%	—	—
9月超12月以下	%	%	—	—
12月超24月以下	%	11.8%	—	—
24月超	%	82.4%	—	—

【説明欄】

- ・取得率については、対象年度より前の年度に子が生まれたものの、その年度には取得せず、対象年度になって新たに取得した職員を含むため、100%を超える場合があります。
- ・取得期間の分布状況については、同一の子について対象年度中に2回以上取得した場合、育児休業の期間の始期が同年度内にある場合は、期間を合計して集計しています。
- ・取得期間の分布状況については、区分ごとに小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。
- ・会計年度任用職員に係る育児休業については、体系的な家族状況の把握を行っていないため、集計対象となるべき者の有無が確認できず、取得率及び分布状況が公表できません。これは、会計年度任用職員は、常勤職員と異なり子の出生に伴う各種手続きが必ずしも必要とされないことから、これらの手続きに伴う家族状況の把握ができないためです。なお、女性の会計年度任用職員については、産前産後休暇の申請に基づき集計を行うと取得率は100%となります。しかしながら、この手法では産前産後休暇を申請していない職員がいる可能性を排除できず、数値の正確性を担保できないため、正式な取得率及び分布状況として公表できません。

V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を
超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等	16.4時間／月
内部部局等以外	12.1時間／月

【説明欄】

- ・「管理的地位にある職員以外の職員」は、常勤職員のうち、管理職手当を支給している職員を除いた職員を指します。
- ・「内部部局等」は、知多市役所庁舎内に勤務する職員を指します。